

埼玉県スポーツ科学拠点施設整備運営事業
基本協定書（案）

埼玉県（以下、「県」という。）は、埼玉県スポーツ科学拠点施設整備運営事業（以下、「本事業」という。）に関し、設置等予定者の代表者たる●●●●（以下、「代表者」という。）、構成団体たる●●●●、●●●●（以下これらの企業を個別に又は総称して「構成団体」といい、代表者及び構成団体を個別に又は総称して「設置等予定者」という。）を設置等予定者として決定したことを確認し、次のとおり、本事業に関する基本協定（以下、「本基本協定」という。）を締結する。

なお、本基本協定に別段の定めがある場合を除き、本基本協定において用いる用語の定義は、別紙1に定められたとおりとする。

（趣旨）

第1条 本基本協定は、実施協定の締結に向け、県及び設置等予定者の権利及び義務並びに諸手続を定める。

（責務）

第2条 県及び設置等予定者は、本基本協定の定めを信義に従い、誠実に履行しなければならない。

- 2 設置等予定者は、公募設置等指針等及び公募設置等計画等をもとに、県、上尾市及び交通管理者、道路管理者、上下水道管理者、公園管理者その他の各関係機関と協議を行う。
- 3 設置等予定者は、本事業の実施に関して県が実施する県民説明会及び県民意見交換会に出席し、また、公募設置等計画等に係る資料作成及び説明を行う等、県が求める協力を行う。
- 4 設置等予定者は、前2項及び埼玉県スポーツ科学拠点施設整備事業審査委員会からの意見や県との協議を踏まえ、必要に応じ公募設置等計画等の一部変更等（以下、「変更行為」という。）の対応を行ったうえで、公募設置等計画等を県に提出する。
- 5 県は、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の5に基づき、前項により提出された公募設置等計画等について、当該公募設置等計画等が適当である旨の認定を行う。

（役割分担等）

第3条 本事業の実施に際し、設置等予定者は、次のとおり分担して実施するものとする。

業務名	担当企業
公募対象公園施設設計業務	
公募対象公園施設建設業務	
公募対象公園施設維持管理・運営業務	
特定公園施設設計業務	
特定公園施設建設業務	
特定公園施設指定管理業務	
利便増進施設設置業務	
プロジェクトマネジメント業務	

※提案に応じ適宜修正を致します。

(構成団体の離脱)

第4条 構成団体のいずれかが本事業から離脱した場合、他の代表者及び他の構成団体は、この離脱にかかわらず本事業を継続して実施する責任を負うものとする。

2 構成団体のいずれかが本事業から離脱したことによって県に損害が発生した際は、設置等予定者は、県に発生した損害の全てを連帯して賠償しなければならない。

(実施協定)

第5条 県及び代表者は、本基本協定の定めを信義に従い、誠実に履行しなければならない。

2 県及び代表者は、令和●年●月●日までに実施協定を締結するものとする。ただし、県がやむを得ないと認める場合、県と設置等予定者は、協議の上、県が新たに期限を定めるものとする。

3 前項の規定により新たな期限を定めようとする場合、県は、設置等予定者に対し、令和●年●月●日までに申し出なければならないものとする。

(実施協定不調の場合における処理)

第6条 次に掲げる事由により実施協定の締結に至らなかった場合における県又は設置等予定者が本事業の準備のために要した費用及びこの条の規定により本基本協定を解除するために要した費用については、本基本協定の当事者各自の負担とし、相手方に当該費用を請求することができない。

一 天災地変その他の県又は設置等予定者のいずれの責めにも帰すことができない事由により、次の状態となった場合

ア 本事業の実施が不可能又は極めて困難になった場合

イ 埼玉県スポーツ科学拠点施設の管理運営に関し、極めて重大な変更があった場合
(アに掲げる場合を除く。)

二 次条の規定により、本基本協定が解除された場合。

(任意解除)

第7条 設置等予定者は、設置等予定者の都合により本事業を実施できなくなった場合においては、県と協議の上、設置等予定者の地位を辞退し、本基本協定を解除することができるものとする。

2 設置等予定者は、前項の規定により設置等予定者の地位を辞退し、本基本協定を解除しようとするときは、令和●年●月●日(第5条第3項ただし書の規定により新たな期限を定めた場合においては、当該期限の1か月前)までに県に対してその旨を申し出なければならない。

3 設置等予定者は、第1項の規定により本基本協定が解除された場合であって、前項に定める期日までに、設置等予定者の地位を辞退し、本基本協定を解除する旨の申出をしなかったときは、連帯して、県に対して違約金を支払わなければならない。

4 前項の違約金の額は、契約金額の10分の1とする。

5 前2項の規定は、県に生じた損害額が前項に規定する違約金の額を超える場合、県がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(強制解除)

第8条 県は、次に掲げる場合は、事前に代表者を通じて設置等予定者に通知することにより、設置等予定者の設置等予定者としての地位を解消し、本基本協定を解除することができるものとする。

一 第5条第5条 県及び代表者は、本基本協定の定めを信義に従い、誠実に履行しなければならない。第2項に規定する期限(同項ただし書の規定により新たな期限を定めた場合においては、当該期限)までに実施協定が締結されない場合

- 二 設置等予定者が、令和●年●月●日（第5条 県及び代表者は、本基本協定の定めを信義に従い、誠実に履行しなければならない。第2項ただし書の規定により新たな期限を定めた場合においては、当該期限の1か月前）までに変更行為を完了できない場合（県が実施協定の締結に支障がないと認めた場合を除く。）
- 三 設置等予定者が、次条の規定に違反した場合で、県が本事業の実施に支障があると認める場合
- 四 設置等予定者のいずれかが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下、「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条第1号又は第19条の規定に違反（以下、「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する課徴金納付命令を受け、当該命令が確定した場合
- 五 設置等予定者又はその役員若しくは使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）場合
- 六 前2号に規定するもののほか、設置等予定者又はその役員若しくは使用人が独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになった場合
- 七 設置等予定者のいずれかが、次のいずれかに該当する場合
 - ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）の構成員及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この号において同じ。）であると認められる場合
 - イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる場合
 - ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この号において同じ。）を利用するなどしていると認められる場合
 - エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる場合
 - オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
 - カ 役員等又は使用人が、アからオまでのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる場合
- 八 設置等予定者のいずれかが、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てを受けた場合
 - 2 前項に掲げる場合により、設置等予定者の設置等予定者としての地位が解消され、本協定が解除された場合は、設置等予定者は、連帯して、県に対して違約金を支払わなければならない。ただし、前項第1号又は第2号に掲げる場合であって設置等予定者の帰責事由によらない場合は、この限りでない。
 - 3 前項の違約金の額は、契約金額の10分の1とする。
 - 4 前2項の規定は、県に生じた損害額が前項に規定する違約金の額を超える場合、県がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

（秘密保持）

第9条 県と設置等予定者は、本事業に関して相手方から秘密情報として受領した情報について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示し、又は本基本協定の履行の目的以外に使用してはならない。ただし、法令等の規定に基づき開示が要求される場合、裁判所により開示が命じられた場合、設置等予定者が本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合、又は県が埼玉県情報公開条例（平成12年条例第77号）等に基づき開示する場合は、この限りでない。

（協定の変更）

第10条 本基本協定の変更は、県と設置等予定者の書面による合意により行うものとする。

（有効期間）

第11条 本基本協定の有効期間は、本基本協定締結の日から実施協定が本契約として成立した日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第7条、第8条、第9条、第12条及び第13条の規定の効力は、本基本協定の解除又は期間満了による終了後においても存続する。

（協議等）

第12条 本基本協定に定めのない事項につき疑義が生じた場合は、県と設置等予定者は誠意をもって協議し解決するものとする。

（準拠法及び裁判管轄）

第13条 本基本協定から生じる一切の法律関係に基づく非訟・訴訟・調停その他の法的手続の管轄については、県の所在地を管轄する地方裁判所を専属の管轄裁判所とする。また、適用法令は日本国内法とする。

以上を証するため、本基本協定書を2通作成し、県と設置等予定者がそれぞれ記名押印の上、県と設置等予定者が各1通を保有する。

令和●年●月●日

埼玉県

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

(代表者) 埼玉県知事 大野 元裕

設置等予定者

代表企業

(所在地)

(商号又は名称)

(代表者名)

別紙1 定義集

- (1) 「交通管理者」とは、●●をいう。
- (2) 「道路管理者」とは、●●をいう。
- (3) 「上下水道管理者」とは、上尾市水道施設課及び上尾市下水道施設課をいう。
- (4) 「公園管理者」とは、県をいう。
- (5) 「公募設置等計画等」とは、以下の書類をいう。
 - ① 設置等予定者が公募設置等指針等に記載された県の指定する様式に従い作成し、県へ提出し、認定された公募設置等計画（変更された場合は変更後のもの）及び付随する一切の書類
 - ② ①の内容に対する一切の質疑及び回答
 - ③ 令和6年●●月●●日に開催した埼玉県スポーツ科学拠点施設整備事業審査委員会において県が実施したヒアリングの内容並びにそれに関する一切の質疑及び回答
- (6) 「公募設置等指針等」とは、以下の書類をいう。
 - ① 令和6年3月●●日に公表した公募設置等指針及びその他の付随する一切の書類（公表後の修正を含む。）
 - ② 令和6年5月●●日に回答した質問回答書
- (7) 「公募対象公園施設設計業務」とは、公募設置等指針第3 2. に規定する業務のうち、設計に係る業務及び当該業務を実施する上で必要な関連業務をいう。
- (8) 「公募対象公園施設建設業務」とは、公募設置等指針第3 2. に規定する業務のうち、建設に係る業務及び当該業務を実施する上で必要な関連業務をいう。
- (9) 「公募対象公園施設維持管理・運営業務」とは、公募設置等指針第3 2. に規定する業務のうち、維持管理・運営に係る業務及び当該業務を実施する上で必要な関連業務をいう。
- (10) 「特定公園施設」とは、別紙2に規定する施設を個別に又は総称していう。
- (11) 「特定公園施設設計業務」とは、公募設置等指針第3 3. に規定する業務のうち、設計に係る業務及び当該業務を実施する上で必要な関連業務をいう。
- (12) 「特定公園施設建設業務」とは、公募設置等指針第3 3. に規定する業務のうち、建設に係る業務及び当該業務を実施する上で必要な関連業務をいう。
- (13) 「特定公園施設指定管理業務」とは、公募設置等指針第3 3. に規定する業務のうち、管理運営に係る業務及び当該業務を実施する上で必要な関連業務をいう。
- (14) 「利便増進施設設置業務」とは、公募設置等指針第3 4. に規定する業務のうち、設置に係る業務及び当該業務を実施する上で必要な関連業務をいう。
- (15) 「実施協定」とは、県及び設置等予定者との間で締結する予定の埼玉県スポーツ科学拠点施設整備事業実施協定書をいう。
- (16) 「法令等」とは、条約、法律、政令、省令、県の条例及び規則、これらに基づく法令、通達、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断その他公的機関の定める全ての規定、判断、措置等をいう。

別紙2 特定公園施設の一覧